

岩手県医療局管理規程第6号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前									改正後									
別表第2（第3条関係）									別表第2（第3条関係）									
1 行政職給料表に定める職務区分表									1 行政職給料表に定める職務区分表									
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
[略]									[略]									
	[略]					技術企 画指導 監		[略]			[略]					技術企 画指導 監 コーデ ィネー ター		[略]
[略]									[略]									
2～4 [略]									2～4 [略]									
備考 改正部分は、下線の部分である。																		

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。